

## 平成25年度における九州地区の景品表示法の運用状況等

平成26年6月12日  
公正取引委員会事務総局  
九州事務所  
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

平成25年度における九州地区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の7県）の景品表示法の運用状況は、次のとおりである。

### 第1 景品表示法違反事件の処理状況

#### 1 概況

景品表示法違反事件については、公正取引委員会事務総局九州事務所（以下「九州事務所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

平成25年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が3件、指導が23件の計26件となっている（平成25年度の主要な処理事件は、別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
表 示 事 件	3	3	14	21	17	24
景 品 事 件	0	0	1	2	1	2
合 計	3	3	15	23	18	26

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局九州事務所取引課

電話 092-431-6031（直通）

ホームページ [http://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kyusyu/](http://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/)

## 2 表示事件

平成25年度に処理した事件は、表示事件が24件で大半（約92%）を占めている。

その態様の内訳を延べ数で見ると、優良誤認（第4条第1項第1号）が7件、有利誤認（第4条第1項第2号）が18件となっている。

平成25年度においては、温泉の表示及び中古車の修復歴に係る表示について、九州事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁において措置命令を行った。

表2 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
優良誤認 （第4条第1項第1号）	3	3	6	4	9	7
有利誤認 （第4条第1項第2号）	0	0	8	18	8	18
原産国告示等 （第4条第1項第3号）	0	0	0	0	0	0
合 計	3	3	14	22	17	25

（注） 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

## 3 景品事件

平成25年度において、景品事件は2件（約8%）となっている。

その態様の内訳を延べ数で見ると、懸賞景品告示が1件、総付景品告示が2件となっている。

表3 景品事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
懸賞景品告示	0	0	1	1	1	1
総付景品告示	0	0	0	2	0	2
合 計	0	0	1	3	1	3

（注） 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

## **第2 景品表示法の普及・啓発活動等**

### **1 景品表示法に関する相談**

九州事務所が、平成25年度に受け付けた相談件数は434件となっている。具体的な相談内容としては、商品の効果・性能の表示に関する相談、食品の表示に関する相談、商品を販売する際の二重価格表示に関する相談、商品の原産国の表示に関する相談、景品類の提供限度額に関する相談等が挙げられる。

### **2 景品表示法に関する講師派遣等**

九州事務所は、平成25年度において、事業者団体が開催する講習会に、計5回講師を派遣し、また、福岡市（平成25年4月及び10月<sup>(注)</sup>）、熊本市（平成25年10月）及び佐賀県西松浦郡有田町（平成25年11月）において、一般消費者等を対象に、景品表示法等の内容を説明するセミナーを開催した。

(注) 福岡市において、平成25年10月に2回開催している。

### **3 関係行政機関との連携**

九州事務所は、不適切な食品表示に関する監視強化等の観点から、九州地区における関係省庁等による九州地域食品表示監視連絡会（平成25年7月）に参加し、また、消費者庁が主催した九州・沖縄ブロック消費者行政合同会議（平成25年10月）及び九州・沖縄地区各県の景品表示法担当者による九州・沖縄地区景品表示法ブロック会議（平成25年12月）に参加するなど、九州地区の関係行政機関とも協力して景品表示法の適正な執行に努めている。

## 平成25年度の主要な処理事件

## 1 措置命令（優良誤認）

事件名	事件概要
株式会社グランドホテル樋口軒に対する件 (25.6.4)	株式会社グランドホテル樋口軒は、「グランドホテル樋口軒」と称する旅館において宿泊及び浴場利用役務を供給するに当たり、例えば、平成20年6月頃から平成24年9月頃までの間、自社ウェブサイトにおいて、「船小屋温泉の炭酸泉はポカポカと体の芯から温めてくれる温泉です。」等と記載し、旅館に設置した浴場の浴槽における温水が炭酸を含む療養泉であると認識される表示をしていた。 実際には、旅館に設置された浴場の浴槽における温水は、鉱泉分析法指針に定められた療養泉ではなかった。 (注)本事件の詳細については、 <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130604premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130604premiums_1.pdf</a>
有限会社まむし温泉に対する件 (25.6.4)	有限会社まむし温泉は、「筑前の湯 神水 まむし温泉」と称する公衆浴場において浴場利用役務を供給するに当たり、例えば、自社ウェブサイトにおいて、「まむし温泉」等と記載し、浴場施設に設置した浴槽における温水が温泉であると認識される表示をしていた。 実際には、浴場施設に設置された浴場の浴槽における温水は、温泉法に定められた温泉ではなく、井戸水を加温したものであった。 (注)本事件の詳細については、 <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130604premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130604premiums_1.pdf</a>
株式会社川島に対する件 (25.10.31)	株式会社川島は、中古自動車を販売するに当たり、中古自動車情報誌において、「修無」と記載し、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないと認識される表示をしていた。 実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。 (注)本事件の詳細については、 <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131031premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131031premiums_1.pdf</a>

## 2 主要な指導事件

消費者庁は、景品表示法に違反するおそれのある行為等がみられた場合は是正措置を採るよう指導を行っている。主要な指導事件は以下のとおり。

## (1) 表示事件

## ア 優良誤認（第4条第1項第1号）

事件概要
<p>A社は、A社が運営する美容師養成施設において美容師国家試験対策の役務を提供するに当たり、自社ウェブサイト等において、「美容師国家試験 ○○No.1の合格率（平成24年卒業生実績）」等と表示していた。</p> <p>実際には、○○地区に所在する美容師養成施設の中には、A社の美容師養成施設における合格率を上回る合格率のものがあり、A社の美容師養成施設の合格率は、○○地区において第1位ではなかった。</p> <p>(注)○○は地区名を表す。</p>
<p>B社は、車載用バックカメラを販売するに当たり、「広角170° 高画質カラーセンサーCMDバックカメラ」等と水平方向に170°の視界が確保できるかのように表示していたが、実際には、水平方向の視野角は170°に満たないものであった。</p>

## イ 有利誤認（第4条第1項第2号）

事 件 概 要
<p>C社は、家具を販売するに当たり、ウェブサイトにおいて、</p> <p>①「当店通常価格81,840円（税込）」及び「通常価格38,000円（税込）」と</p> <p>②「当店特別価格31,660円（税込）」と</p> <p>それぞれ表示していた。</p> <p>①について、実際には、「当店通常価格」及び「通常価格」と称する価格は、家具の製造業者が取引先業者に対して小売価格を設定する際の参考価格としてカタログに提示した価格であって、新聞広告等により公表されているとは認められない価格であり、当該ウェブサイトにおいて販売された実績のないものであった。</p> <p>②について、実際には、「当店特別価格」と称する価格は、C社が任意に付した希望小売価格であって、当該ウェブサイトにおいて販売された実績のないものであった。</p>
<p>D社は、冷凍食品を販売するに当たり、新聞折り込みチラシ等において、「店頭表示価格」等と表示していた。</p> <p>実際には、「店頭表示価格」等と称する価額は、D社が卸売業者から小売価格を設定する際の参考価格として個別に提示された価格であって、実際に販売された実績のない価格であった。</p>

## (2) 景品事件

事 件 概 要
<p>E社は、E社が運営する衣料品販売店において、例えば、紳士用スーツを3着まとめて39,800円以上購入した者を対象に、もれなく、「紳士靴」（7,245円相当から13,440円相当まで）を提供することを企画し、これを実施した。</p> <p>（取引の価額：1,000円以上、提供できる景品類の最高額：取引価額の10分の2）</p>
<p>F社は、F社が運営するゴルフ用品販売店において、1万円以上のゴルフクラブを購入した者（先着200名）を対象に懸賞の方法により、総額102万円相当の景品類を提供することを企画し、これを実施した。</p> <p>（提供できる景品類の限度額（総額）：懸賞に係る売上予定総額の2%）</p>

## 景品表示法による規制の概要

## &lt;表示&gt;

<b>優良誤認</b> (第4条第1項第1号)	商品・役務の品質，規格その他の内容についての不当表示
<b>不実証広告規制</b> (第4条第2項) 優良誤認に該当する表示か否かを判断するために，事業者に対し，表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。当該資料の提出がないときは，当該表示は不当表示とみなす。	
<b>有利誤認</b> (第4条第1項第2号)	商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示
<b>誤認されるおそれのある表示</b> (第4条第1項第3号)	商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがある表示であって内閣総理大臣が指定するもの 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示 2 商品の原産国に関する不当な表示 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示 4 不動産のおとり広告に関する表示 5 おとり広告に関する表示 6 有料老人ホームに関する不当な表示

## &lt;景品&gt;

<b>一般懸賞</b> (昭和52年告示3号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">懸賞に係る取引の価額</th> <th colspan="2">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th>最高額</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円未満</td> <td>取引の価額の20倍</td> <td rowspan="2">懸賞に係る売上 予定総額の2%</td> </tr> <tr> <td>5,000円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>	懸賞に係る取引の価額	景品類限度額		最高額	総額	5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%	5,000円以上	10万円
懸賞に係る取引の価額	景品類限度額										
	最高額	総額									
5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%									
5,000円以上	10万円										
<b>共同懸賞</b> (昭和52年告示3号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th>最高額</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引の価額にかかわらず 30万円</td> <td>懸賞に係る売上 予定総額の3%</td> </tr> </tbody> </table>	景品類限度額		最高額	総額	取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%				
景品類限度額											
最高額	総額										
取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%										
<b>総付景品</b> (昭和52年告示5号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取引の価額</th> <th>景品類の最高額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上</td> <td>取引価額の2/10</td> </tr> </tbody> </table>	取引の価額	景品類の最高額	1,000円未満	200円	1,000円以上	取引価額の2/10				
取引の価額	景品類の最高額										
1,000円未満	200円										
1,000円以上	取引価額の2/10										
<b>業種別 景品告示</b> (4業種)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新聞業</li> <li>2 雑誌業</li> <li>3 不動産業</li> <li>4 医療用医薬品業，医療機器業及び衛生検査所業</li> </ol>										

## ○不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （景品類の制限及び禁止）

**第三条** 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

### （措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその

行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

#### (報告の徴収及び立入検査等)

**第九条** 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

#### (権限の委任)

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

### ○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令

(平成二十一年八月十四日政令第二百十八号)

#### (公正取引委員会への権限の委任)

**第二条** 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。